

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名 クリーンセンター響最終処分場水質検査業務
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字宇賀 1 3 5 2 8 番地 1 2  
クリーンセンター響
- 3 業務期間 契約締結日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで
- 4 業務概要 最終処分場の放流水（1ヶ所）及び周縁地下水（2ヶ所）の水質検査を行う。
- 5 測定方法 関係法令に準ずる
- 6 業務内容
  - (1) 最終処分場放流水水質検査（1ヶ所）
    - ア 測定項目（年 1 2 回 5 項目）
      - ①水素イオン濃度（pH）
      - ②生物化学的酸素要求量（BOD）
      - ③化学的酸素要求量（COD）
      - ④浮遊物質
      - ⑤窒素含有量
    - イ 測定項目（年 1 回 3 9 項目）
      - ①アルキル水銀化合物
      - ②水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
      - ③カドミウム及びその化合物
      - ④鉛及びその化合物
      - ⑤有機リン化合物
      - ⑥六価クロム化合物
      - ⑦砒素及びその化合物
      - ⑧シアン化合物
      - ⑨ポリ塩化ビフェニル
      - ⑩トリクロロエチレン
      - ⑪テトラクロロエチレン

- ⑫ジクロロメタン
- ⑬四塩化炭素
- ⑭1・2-ジクロロエタン
- ⑮1・1-ジクロロエチレン
- ⑯シス-1・2-ジクロロエチレン
- ⑰1・1・1-トリクロロエタン
- ⑱1・1・2-トリクロロエタン
- ⑲1・3-ジクロロプロペン
- ⑳チウラム
- ㉑シマジン
- ㉒チオベンカルブ
- ㉓ベンゼン
- ㉔セレン及びその化合物
- ㉕1・4-ジオキサン
- ㉖ほう素及びその化合物
- ㉗ふっ素及びその化合物
- ㉘アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- ㉙ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）
- ㉚ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）
- ㉛フェノール類含有量
- ㉜銅含有量
- ㉝亜鉛含有量
- ㉞溶解性鉄含有量
- ㉟溶解性マンガン含有量
- ㊱クロム含有量
- ㊲大腸菌数
- ㊳燐含有量
- ㊴ダイオキシン類

(2) 最終処分場周縁地下水水質検査（2ヶ所）

ア 測定項目（年12回 1項目）

- ①電気伝導率

イ 測定項目（年1回 26項目）

- ①アルキル水銀化合物
- ②総水銀
- ③カドミウム

- ④鉛
- ⑤六価クロム
- ⑥砒素
- ⑦全シアン
- ⑧ポリ塩化ビフェニル
- ⑨トリクロロエチレン
- ⑩テトラクロロエチレン
- ⑪ジクロロメタン
- ⑫四塩化炭素
- ⑬1・2-ジクロロエタン
- ⑭1・1-ジクロロエチレン
- ⑮1・2-ジクロロエチレン
- ⑯1・1・1-トリクロロエタン
- ⑰1・1・2-トリクロロエタン
- ⑱1・3-ジクロロプロペン
- ⑲チウラム
- ⑳シマジン
- ㉑チオベンカルブ
- ㉒ベンゼン
- ㉓セレン
- ㉔1・4-ジオキサン
- ㉕クロロエチレン
- ㉖ダイオキシン類

## 7 特記事項

- (1) 水質結果に疑問がある場合は、下関市と協議の上、その項目について再検査を行うこと。
- (2) 水質測定の間年予定表を提出し、実施に当たっては事前に通知すること。
- (3) 毎回の測定結果速報値について電子データでメール等により知らせること。
- (4) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「下関市下水道条例第11条」に基づく基準値と比較し、検査結果に異常が見られた場合、下関市へ早急に報告すること。
- (5) 測定結果については、簡単な説明を報告書に添付すること。
- (6) 報告書については、ひと月分を取りまとめて、その月が終了したら速やかに計量証明書として提出すること。

- (7) 報告書については、下関市のホームページ等で広く市民へ周知するものとする。
- (8) 本仕様書に定める報告書には、消せるボールペンを使用しないこと。
- (9) 別紙2 特記仕様書（環境編簡易）及び別紙3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。